

## 【1】モデル事業実施の目的

- 家庭から排出された食品循環資源（生ごみ）の分別収集とリサイクル（再生利用）を促進することが、国全体の課題となっていることを踏まえ、自治体及び自治体関連施設における食品循環資源のリサイクル（再生利用）に関する取組を推進する。
- 食品リサイクル法において、食品関連事業者の再生利用等実施率を向上することが求められているため、食品関連事業者等における食品循環資源のリサイクル（再生利用）に関する取組を推進する。

## 【2】モデル事業の概要

	部門Ⅰ. 自治体における食品リサイクル 促進部門	部門Ⅱ. 食品関連事業者等における 食品リサイクル促進部門
申請対象	地方公共団体及び関連施設 ※関連施設とは、教育施設、給食センター等	食品関連事業者等 ※食品製造業、卸売業、小売、外食等
支援額上限及び 採択件数	500万円 / 5件程度 ※採択件数は両部門の支援総額2,500万円と応募状況等を勘案し決定する	
事業取組内容及 びテーマ例示	<p>一般家庭等から排出され分別収集した食品循環資源の再生利用に係るスキーム検討、再生利用実施等 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出され、地方公共団体が分別収集した食品循環資源について、再生利用を行う取組</li> <li>・地域の学校給食で発生した食品循環資源の再生利用に関する取組</li> </ul>	<p>食品関連事業者から排出された食品循環資源の再生利用等に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証、関係主体との連携等 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関連事業者から排出された食品循環資源について、現状では自治体に焼却処理を委託しているが、モデル事業を通じて再生利用を検証する取り組み</li> </ul>

※【参考資料】[食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針](#)

[食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 基本方針](#)

[市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針](#)

※【過年度採択団体】[令和6年度補正予算 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等の採択結果について](#)